

ハンス太白通信 第64号

【発行】 障害者相談支援事業所ハンス太白

令和3年6月発行



『ハンス』とは、地域で安心して生活するため手と手をつなぎ支え合いの輪を広げ『手を取り合っ』という思いを込めて名付けられました。

【 もくじ 】

- 1. 知っていますか？「児童扶養手当変更について」 1 ページ
- 2. 知っていますか？仙台市営バス・地下鉄 2 ページ
- 3. 知っておきたいみんなの情報 3~4 ページ

1. 知っていますか？「児童扶養手当変更について」

(1) 「児童扶養手当」とは

児童扶養手当とは、母子家庭、父子家庭、両親のいない子供を育てている養育者家庭の生活の安定とお子さんの福祉のために支給される手当です。これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした。

今回の改正により障害基礎年金等を受給されている方について、障害基礎年金等の子の加算部分の月額が児童扶養手当の月額より低い場合には、その差額分を児童扶養手当として受給できるように変わりました。この見直しは、令和3年3月分（令和3年5月支払い）から適用されます。

(2) 児童扶養手当を受給するための手続きって？

○すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。

○それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、お住いの市区町村への申請が必要です。



※詳しくはお住いの市区町村にお問い合わせください。厚生労働省ホームページ参照

2. 使っていますか？仙台市営バス・地下鉄

外出するときには強い味方である仙台市営バス・地下鉄。令和3年4月1日より精神障害者保健手帳をお持ちの方に対する運賃割引が下記のように拡充されました。

1) 対象者

①精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人）

②その介護人の方

2) 拡充内容

①対象者の拡大

発行自治体を問わず、精神障害者保健手帳をお持ちの方を対象割引とします。

②介護人割引の新設

介護人の方が本人に同伴し市営バス・地下鉄を現金やICカードでご利用する際に、割引を受けられるようになります。

③定期券割引の新設

本人とその介護人の方が市営バス・地下鉄の定期券を購入する際に、割引が受けられるようになります。

3) 拡充後の割引内容

下記表の太枠内を今回拡充します。

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方に対する割引きと同内容になります。

	運賃の種別	本人	介護人
市営バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引（※1）	30%引（※1）（※2）
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引 （※1）（※2）	23.1%引 （※1）（※2）

※1 大人のみ ※2 大人通学定期は対象外

仙台市交通局ホームページ参照

3. 知っておきたいみんなの情報

クーリング・オフについて

クーリング・オフって聞いたことがありますでしょうか？訪問販売や電話勧誘販売など、突然の勧誘で契約した場合、一定期間であれば無条件で契約をやめることができる制度です。

今回は実際にクーリング・オフができる条件やその手続きの仕方についてご紹介いたします。

①クーリング・オフができる取引と期間について

クーリング・オフができる取引と期間については、下記のように定められております。

- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）：8日間
- ・電話勧誘販売：8日間
- ・連鎖販売取引：20日間
- ・特定継続的役務提供（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）：8日間
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）：20日間
- ・訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）：8日間

※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、消費者（売主）は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

金融商品や宅地建物の契約等でもクーリング・オフができる取引があります。

②通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

返品可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うこととなります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。

※クーリング・オフができる取引かどうか、不明な場合はお近くの消費生活センター等にご相談ください。

③クーリング・オフの^{てつづ}手続き^{ほうほう}方法について

- ・クーリング・オフは必ず^{かなら}書^{しょ}面^{めん}で行^{おこな}いましょう。はがきでできます。
- ・クーリング・オフができる^{きか}期間^{かん}内に^な通知^{つうち}します。
- ・クレジット^{けいやく}契約^{けいやく}をしている場合は、^{ばあい}販売^{はんばい}会社^{がいしゃ}とクレジット^{がいしゃ}会社^{どうじ}に同時に^{つうち}通知^{つうち}します。
- ・はがきの^{りょうめん}両^{りょう}面^{めん}をコピー^{コピー}しましょう。
- ・「特定^{とくてい}記録^{きろく}郵便^{ゆうびん}」または「簡易^{かんい}書留^{かきとめ}」など、^{はっしん}発信^{きろく}の記録^{のこ}が残^{ほうほう}る方法^{そうふ}で送付^{そうふ}し、コピー^{きろく}や送付^{きろく}の記録^{きろく}は一緒に^{いっしょ}保管^{ほかん}しておきましょう。

クーリング・オフの通知^{つうち}は自分^{じぶん}で書^かくことができます。書^かき方^{かた}や手^て続^{つづ}き方^{ほうほう}が分^わからないときは、
悩^{なや}まずに、すぐ^{ちか}にお近^{しょう}くの消^{しょう}費^ひ生^{せい}活^{かつ}セ^とン^{とう}タ^{そう}ー^{だん}等^{とう}へ相^{さう}談^{だん}しまし^ましょう。

ご不明^{ふめい}な点^{てん}は、お住^すまいの自^じ治^ち体^{たい}の消^{しょう}費^ひ生^{せい}活^{かつ}セ^とン^{とう}タ^{そう}ー^{だん}等^{とう}にお問^とい^あわ^わせ^せく^くだ^ださい。



どくりつぎょうせいほうじんこくみんせいかつ
独立行政法人国民生活センターホームページ参照^{さんしょう}

ハンス太白^{たいはく} 6月^{がつ}から9月^{がつ}までの^{やす}お休^よみの^{よてい}予定^{よてい}》

- ★ 6月^{がつ}7日^{にち}（月^{げつ}）、14日^{にち}（月^{げつ}）、21日^{にち}（月^{げつ}）、28日^{にち}（月^{げつ}）
- ★ 7月^{がつ}5日^{にち}（月^{げつ}）、12日^{にち}（月^{げつ}）、19日^{にち}（月^{げつ}）、24日^{にち}（土^ど）、26日^{にち}（月^{げつ}）
- ★ 8月^{がつ}2日^{にち}（月^{げつ}）、9日^{にち}（月^{げつ}）、16日^{にち}（月^{げつ}）、23日^{にち}（月^{げつ}）、30日^{にち}（月^{げつ}）
- ★ 9月^{がつ}6日^{にち}（月^{げつ}）、13日^{にち}（月^{げつ}）、20日^{にち}（月^{げつ}）、24日^{にち}（金^{きん}）27日^{にち}（月^{げつ}）

ハンス太白^{たいはく}、ハンス通信^{つうしん}に関する^{かん}ご意^い見^{けん}、ご感^{かん}想^{そう}は下^か記^きまでご連^{れん}絡^{らく}下^{くだ}さい。

相^{さう}談^{だん}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎょう}所^{しょ}ハンス太白^{たいはく}（仙^{せん}台^{だい}市^し太^{たい}白^{はく}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}福^{ふく}祉^しセ^せン^んタ^たー^{ない}内^{ない}）

電^{でん}話^わ・FAX：022-308-8834

住^{じゅう}所^{しょ}：〒982-0012 仙^{せん}台^{だい}市^し太^{たい}白^{はく}区^く長^{ちやう}町^{めい}南^{なん}一^{いち}丁^{てい}目^め6番^{ばん}10号^{ごう}

Eメールアドレス

hands-ta1@shinsyou-sendai.or.jp